

平成29年度における独立行政法人奄美群島振興開発基金の
中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成28年8月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成29年度における新規中小企業をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大を目標に関する事項

1 基金は、平成29年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が6百万円、比率が100.0%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度における基金の官公需実績6百万円の1%未満と推計されることを踏まえ（注）、新規中小企業者の契約比率を平成29年度までに約2%程度とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（注）中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手して、民間調査機関に委託して調査を実施。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

基金は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むこととする。

1 官公需情報の提供の徹底

（1）一般競争入札又は公募公告の案件について、発注見通し及び入札情報を基金のホームページに掲載することにより情報提供に努める。

（2）入札情報等を希望する業者に対しては、メールにて入札予定案件の情報提供を行う。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する。

3 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

基金は、新規中小企業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- 1 調達担当課は、契約相手方が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すよう努めるものとする。
- 2 調達担当課は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者に見積競争への参加を促すよう努めるものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、基金の全ての調達担当課に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、基金に推進本部を設置する。推進体制は以下のとおりとし、推進本部に関する庶務は総務企画課が行う。

本部長 総務企画課長
本部員 総務企画課職員

なお、推進本部においては、中小企業者・小規模事業者の調達実績を踏まえ、必要に応じて改善策を検討する等、中小企業者の受注の機会を増大に努めるものとする。